

令和8年度 産業動物獣医師 修学資金制度のご案内

家畜の伝染性疾病の予防・まん延防止や畜産物の安全確保を担う、牛・豚などの家畜を診療する獣医師（産業動物診療獣医師）や都道府県の家畜保健衛生所等の獣医師（家畜防疫員）を養成・確保するものです。



修学資金制度の概要

①高校3年生

大学入学時に大学へ納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等を上限）を給付します。また、大学入学後は②の修学資金に移行します。

②獣医学生

国公立大学の獣医学生：月額10万円以内を給付します。
私立大学の獣医学生：月額18万円以内を給付します。

注) ①②ともに大学卒業後の就業予定先である畜産関係団体や行政機関等と、農林水産省が折半して負担します。
獣医師免許取得後、修学資金給付期間の3/2倍（月額12万円以下の場合）または5/3倍（月額12万円を超える場合）の期間を、就業予定先で従事すれば、**修学資金の返還は全額免除**されます。

対象者

農業共済組合、民間の飼育動物診療施設等の産業動物診療獣医師又は都道府県の家畜保健衛生所等の獣医師（家畜防疫員）として従事しようとする以下に該当する者

①高等学校、中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者で、「地域枠入試」を設ける獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する予定の者（募集団体により対象者は異なります）

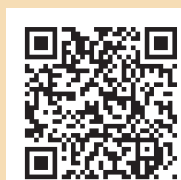
②獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する学生

高校生向け修学資金も

地域枠入試制度を設ける獣医学課程の大学に進学し、卒業後、産業動物診療獣医師、家畜保健衛生所等の獣医師を目指す高校3年生等に修学資金を給付します。

詳しくは、公益社団法人 中央畜産会にお問合せ下さい。

ホームページはこちら



<http://jlja.lin.gr.jp/eisei/syugaku/index.html>

公益社団法人 中央畜産会

東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2ディアイシービル9階 電話:03-6206-0832 FAX:03-3256-9311